

被災家屋等の自費解体・撤去に係る償還申請書

令和 年 月 日

(宛先) 金沢市長

私は、令和6年能登半島地震により損壊した下記の被災家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、その全部又は公費解体を前提として解体すること及び当該解体により生じた廃材等の撤去・処理を業者に委託しましたので、その委託に要した費用について、民法第702条に基づき償還を申請します。

1 申請者（費用負担者）

申請者	住所	〒		
	ふりがな 氏名	実印		
	生年月日	年 月 日	電話	
	被災家屋等の 所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ※所有者以外が申請者（費用負担者）となる場合、委任状が必要となります		
申請代理人	住所	〒		
	ふりがな 氏名	印	電話	
連絡先	※申請内容等の連絡先 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請代理人と同じ			
	住所	〒		
	ふりがな 氏名		電話	

2 被災家屋等の概要

所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地（ 金沢市 ）
登記簿上の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> 申請者を含む共有名義 <input type="checkbox"/> 故人（未相続） <input type="checkbox"/> 未登記 <input type="checkbox"/> その他（ ）
種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 <input type="checkbox"/> その他（ ）
り災証明書又は 被災証明書	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他（ ）
現況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 被災家屋等について生活環境保全上の支障が生じていた（生じる恐れがあった） <input type="checkbox"/> その他（ ）

解体及び撤去 の状況	(1) 契約日	令和	年	月	日	
	(2) 解体及び撤去開始日	令和	年	月	日	
	(3) 解体及び撤去終了日	令和	年	月	日	
	(4) 解体業者の連絡先	<u>事業者名</u> <u>所在地</u> <u>電話番号</u>				
	(5) 解体業者に支払った費用の総額					円
備考						

金沢市に対して、解体・撤去の費用償還を申請するにあたり、以下の事項について異議なく同意します。

番号	項目	確認欄
1	この被災家屋等の自費解体・撤去に係る償還申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより金沢市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。	<input type="checkbox"/>
2	被災建築物等の自費解体撤去に関して金沢市が申請者に償還する費用は、金沢市で算定した基準額に照らし、上記被災建築物等の解体・撤去のために必要と認められる費用に限られること。	<input type="checkbox"/>
3	申請者及び借地・借家人をはじめ抵当権者など、上記被災建築物等に関する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任においてすべて解決すること。	<input type="checkbox"/>
4	自費解体・撤去の償還のため、解体・撤去した上記被災建築物等に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、り災状況及び解体撤去に関する情報について、金沢市が必要な範囲で関係機関に照会すること。	<input type="checkbox"/>
5	金沢市が当該被災建築物・財物等の自費解体・撤去費用の償還事務を行うにあたって、積極的に協力し、誠意をもって対応すること。	<input type="checkbox"/>
6	本申請書に記載された個人情報その他の情報について、金沢市の委託を受けた者に提供し、金沢市及びその委託を受けた者が被災建築物等の敷地内に立ち入ること。	<input type="checkbox"/>
7	申請した土地及び残存家屋等に関する維持管理は、申請者の責任で適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>
8	以下の工事等は自費解体・撤去に要した費用の償還対象外となること。 1. 電気・ガス・水道等の停止手続に関する費用、引込電線、電話線等撤去に関する費用 2. 浄化槽（便槽）の汲み取り及び最終清掃等に関する費用 3. 被災家屋等内及び敷地内の家財等の片付け費用 4. 浄化槽等の地下埋設物撤去、植栽等撤去（住居と一体的に解体する場合を除く） 5. 一部解体（リフォーム工事）に関する費用、申請者の都合による人力解体工事に要する費用 6. 解体工事後の土地に対する砕石敷き均しや客土（土の運び入れ）等に関する費用 7. 解体に支障とならない工作物（門扉・塀・擁壁等）の解体・撤去費用 8. 地下に埋設された基礎杭や地下室などの解体・撤去費用	<input type="checkbox"/>

上記について説明を受け、同意のうえ申請します。

氏名（自署）
